

2024年度

新入生・保護者の皆様へ

帝京大学学生総合保険

(団体総合生活保険)

団体割引 20%

学生のため

各都道府県の自治体が
おすすめする自転車保険
加入義務化に対応

主な補償内容

- 学生生活もプライベートライフも補償
- 地震、噴火、またはこれらによる津波によるケガの入院・通院等も補償
- 病気入院を1泊2日から補償
- 自転車事故やインターンシップ中の賠償責任を補償(国内事故に限り示談代行)
- 扶養者に地震、噴火、またはこれらによる津波も含め、万一のことがあっても
毎年学資費用補償(「ワイド」「スリム」タイプのみ)
- 保険料一括払いでご卒業まで補償

※詳しくはパンフレット内をご覧ください。



学校法人 帝京大学

学生本人がケガをした場合

学生本人が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに保険金がお支払われます。また、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償します。

- ① 通院*1 ② 入院*2 ③ 手術*3 ④ 亡くなられたとき ⑤ 後遺障害が生じたとき
- *1 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。
 - *2 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
 - *3 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- ※自転車、バイクなどによるケガを補償。
 ※細菌性食中毒と熱中症(日射または熱射により身体に障害が生じた場合)を補償。
 ※特定感染症(O-157、SARS、結核等)による通院、入院、後遺障害を補償
 ・保険開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。また、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた特定感染症も補償の対象となりません。



学生本人が病気になった場合

学生本人が病気の治療のため1泊2日以上入院をした場合、入院1日につき、入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、同一の病気に対しては60日を限度とします。
 ※保険期間の開始時に発病した病気は対象になりません。(ただし、保険期間が1年を超える場合に保険期間の開始時より2年を経過した後に保険金支払事由が生じた場合を除きます。)



救援者費用等の補償

「国内外において急激かつ偶然な外来の事故により、緊急の捜索・救助活動を要する状態となった場合の捜索費用」や「ケガにより3日以上入院した場合等に、学生本人または親族等が捜索費用や現地へ行くための交通費・宿泊料等」を負担した場合に保険金をお支払いします。



個人賠償責任(本人型)

学生本人が国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- *1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。
- (例) ●通学途中および通学以外での自転車事故(対人・対物)
 - インターンシップ中や教育実習中の事故
- ※情報機器等に記録された情報の損壊については、500万円を支払限度とします。
- ※同じスポーツをプレー中の者に対する法律上の損害賠償責任は発生しない場合があります。また、被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない場合は補償の対象になりません。
- ※自動車・バイクなどの所有・使用による賠償事故は対象となりません。
- ※自転車事故は賠償責任の対象となります。
- ※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- (例) ●自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
 ●電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
 ●子どもが学校で、所持品を壊される、SNS上で悪口を記載される等により不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
 - *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
 - *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。



トラブル対策費用

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢・ストーカー行為・嫌がらせ*1等により精神的苦痛を被った場合*2に、防犯対策グッズの購入、転校やカウンセリング*3に要する費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- (例) ●子どもが学校で、所持品を壊される、SNS上で悪口を記載される等により不登校になったため、子どもにカウンセリングを受けさせたい。
 ●連日ストーカー行為を受けるので、護身用のグッズを購入したい。
- *1 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
 - *2 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
 - *3 臨床心理士または国家資格を保持した心理カウンセラー(スクールカウンセラーとして従事する者を含みます。)によるカウンセリングに限ります。



育英費用

扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなった場合に保険金(一時金)をお支払いします。また、地震・噴火またはこれらによる津波による死亡・重度後遺障害も補償します。

学資費用

扶養者のケガに伴う死亡・重度後遺障害により扶養されなくなり、お支払対象期間中に負担する学資費用(毎年の授業料等の学校納付金)を支払年度毎に学資費用保険金額を限度として実額をお支払いします。

- 扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によるケガの場合にお支払いします。また、地震・噴火またはこれらによる津波による死亡・重度後遺障害も補償します。
- ① 亡くなられたときに ⇒ 「スリム」および「ワイド」タイプにて補償します。
- ② 重度後遺障害を被ったときに
- 扶養者が疾病により亡くなられた場合にお支払いします。
 ⇒ 「ワイド」タイプのみ補償します。
- ※保険加入時に治療(薬の服用も含みます)されていて、その疾病が死亡の原因となった場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時より2年以上経過して亡くなられた場合はお支払いします。

〈保険の対象となる方〉

「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入できる方は、帝京大学に在籍する学生(入学手続きを終えた方を含みます。)の方となります。
※個人賠償責任については、ご本人*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます(代理監督義務者については、ご本人*1に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

〈扶養者の指定について〉

育英費用、学業費用(学資費用)については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄にご記入ください。
扶養者として指定できるのは、原則、保険の対象となる方(学生)の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支える方であり、かつ保険の対象となる方(学生)の親権者(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)とします。

◆お申込方法◆

下記どちらかの方法でお手続きください。

方法①



方法②



「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

お申込締切日

第1次(総合型選抜・学校推薦型選抜)

2024年2月末日

最終(希望者全員)

2024年3月末日

ご注意ください

- 締切日翌日以降のお申込みも承っておりますが、補償期間の開始が遅れますので、締切日までに方法①についてはお手続き、方法②についてはお振込みください。4月1日以降となった場合には、方法①についてはお手続きの翌月1日、方法②については振込日翌日の補償開始となります。
- 5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスまでお問い合わせください。
- お申込み後にキャンセルや変更のお申し出をいただいた場合は、ご返金等のお手続きにお時間をいただきますので、予めご了承ください。
- お手続きの時期にかかわらず、5月頃加入者(保護者)様宛に「加入者票」を東京海上日動火災保険株式会社より郵送いたします。ご卒業まで大切に保管してください。
お振込みが遅れますと加入者票の発送も遅れる場合がありますのでご了承ください。
- 退学等により帝京大学の学生(団体構成員)でなくなった場合はご解約・ご返金のお手続きをいたしますので株式会社帝京サービスまで必ずお申し出ください(お申し出のあった日が解約日となります)。
- この保険は、学校法人帝京大学をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人帝京大学が有します。

【6年間コース】

医 学部

※QRコードによるお手続きは、
10月1日から可能となります。

保険期間:2024年4月1日午前0時より2030年4月1日午後4時まで

◇「ワイド」「スリム」「学資なし」の違いについて◇

○：補償します ×：補償しません

	「ワイド」	「スリム」	「学資なし」
ケガの学資費用	○	○	×
疾病の学資費用	○	×	×

概要につきましては1～2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11～14ページをご参照ください。

団体割引 20% 職種級別:A

在籍予定期間が6年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds2/
A011823000012404](http://ezoo.jp/ds2/A011823000012404)

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds5/
A0118230000124042309](http://ezoo.jp/ds5/A0118230000124042309)

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額			
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△*4	○	○	200万円		
		入院保険金日額*1	○	△*4	○	○	1日につき 3,000円		
		通院保険金日額	○	○	○	○	1日につき 2,000円		
	病気	入院医療保険金日額					1日につき 3,000円		
	救 援 者 費 用 等						100万円限度		
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2						国内:無制限・国外:1億円限度		
	弁護士費用等(人格権侵害等)						300万円限度		
	トラブル対策費用						20万円限度		
あつた場合の補償 扶養者に万が一のことが	ケガ	育英費用 (死亡・重度後遺障害)				○	一時金500万円		
		学資費用 (死亡・重度後遺障害)*3				○	実額 (ただし、支払年度ごとに) 500万円限度	実額 (ただし、支払年度ごとに500万円限度)	なし
	疾病	学資費用 (死亡)*3					なし	なし	
一括払保険料 (6年間)						ワイド	スリム	学資なし	
						TM1	TM2	TM3	
						530,820円	148,670円	90,620円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)

*2 記録情報限度額は1事故500万円となります。

*3 学業費用(学資費用)の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2030年4月1日までとなります。

*4 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

【6年間コース】

薬 学部

※QRコードによるお手続きは、
10月1日から可能となります。

保険期間:2024年4月1日午前0時より2030年4月1日午後4時まで

◇「ワイド」「スリム」「学資なし」の違いについて◇

○：補償します ×：補償しません

	「ワイド」	「スリム」	「学資なし」
ケガの学資費用	○	○	×
疾病の学資費用	○	×	×

概要につきましては1～2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11～14ページをご参照ください。

団体割引 20% 職種級別:A

在籍予定期間が6年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds2/
A011823000012404](http://ezoo.jp/ds2/A011823000012404)

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds5/
A0118230000124042309](http://ezoo.jp/ds5/A0118230000124042309)

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額			
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△*4	○	○	200万円		
		入院保険金日額*1	○	△*4	○	○	1日につき 3,000円		
		通院保険金日額	○	○	○	○	1日につき 2,000円		
	病気	入院医療保険金日額					1日につき 3,000円		
	救 援 者 費 用 等						100万円限度		
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2						国内:無制限・国外:1億円限度		
	弁護士費用等(人格権侵害等)						300万円限度		
	トラブル対策費用						20万円限度		
あつた場合の補償 扶養者に万が一のことがあつた場合の補償	ケガ	育 英 費 用 (死亡・重度後遺障害)				○	一時金100万円		
		学 資 費 用 (死亡・重度後遺障害)*3				○	実 額 (ただし、支払年度ごとに) 200万円限度	実 額 (ただし、支払年度ごとに200万円限度)	なし
	疾病	学 資 費 用 (死 亡)*3					なし	なし	なし
一括払保険料 (6年間)						ワイド	スリム	学資なし	
						TP1	TP2	TP3	
						253,420円	100,560円	77,340円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)

*2 記録情報限度額は1事故500万円となります。

*3 学業費用(学資費用)の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2030年4月1日までとなります。

*4 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

【4年間コース】

経済・法・文・外国語・教育・理工・医療技術・福岡医療技術 学部

※在学予定期間が4年間の方

保険期間:2024年4月1日午前0時より2028年4月1日午後4時まで ※QRコードによるお手続きは、10月1日から可能となります。

◇「ワイド」「スリム」「学資なし」の違いについて◇

○：補償します ×：補償しません

	「ワイド」	「スリム」	「学資なし」
ケガの学資費用	○	○	×
疾病の学資費用	○	×	×

概要につきましては1～2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11～14ページをご参照ください。

団体割引 20% 職種級別:A

在籍予定期間が4年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds2/
A011824000012404](http://ezoo.jp/ds2/A011824000012404)

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



[http://ezoo.jp/ds5/
A0118240000124042309](http://ezoo.jp/ds5/A0118240000124042309)

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額			
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△*4	○	○	200万円		
		入院保険金日額*1	○	△*4	○	○	1日につき 3,000円		
	病気	通院保険金日額	○	○	○	○	1日につき 2,000円		
		入院医療保険金日額					1日につき 3,000円		
	救 援 者 費 用 等						100万円限度		
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2						国内:無制限・国外:1億円限度		
	弁護士費用等(人格権侵害等)						300万円限度		
	トラブル対策費用						20万円限度		
あつた場合の補償 扶養者に万が一のことがあつた場合の補償	ケガ	育 英 費 用 (死亡・重度後遺障害)				○	一時金100万円		
		学 資 費 用 (死亡・重度後遺障害)*3				○	実 額 (ただし、支払年度ごとに) 100万円限度	実 額 (ただし、支払年度ごとに100万円限度)	な し
	疾 病	学 資 費 用 (死 亡)*3					な し	な し	な し
一括払保険料 (4年間)						ワイド	スリム	学資なし	
						TA1	TA2	TA3	
						97,570円	61,330円	55,860円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

- *1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)
 - *2 記録情報限度額は1事故500万円となります。
 - *3 学業費用(学資費用)の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2028年4月1日までとなります。
 - *4 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)
- ・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。
学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)
(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

【3年間コース】 2年次編入の方

保険期間:2024年4月1日午前0時より2027年4月1日午後4時まで

※QRコードによるお手続きは、10月1日から可能となります。

◇「ワイド」「スリム」「学資なし」の違いについて◇

○：補償します ×：補償しません

	「ワイド」	「スリム」	「学資なし」
ケガの学資費用	○	○	×
疾病の学資費用	○	×	×

概要につきましては1～2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11～14ページをご参照ください。

団体割引 20% 職種級別:A

在籍予定期間が3年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds2/A009756000012404>

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds5/A0097560000124042309>

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額			
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△*4	○	○	200万円		
		入院保険金日額*1	○	△*4	○	○	1日につき 3,000円		
		通院保険金日額	○	○	○	○	1日につき 2,000円		
	病気	入院医療保険金日額					1日につき 3,000円		
	救 援 者 費 用 等						100万円限度		
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2						国内:無制限・国外:1億円限度		
	弁護士費用等(人格権侵害等)						300万円限度		
	トラブル対策費用						20万円限度		
あつた場合の補償 扶養者(扶養者)のことが	ケガ	育英費用(死亡・重度後遺障害)				○	一時金100万円		
		学資費用(死亡・重度後遺障害)*3				○	実額 (ただし、支払年度ごとに) 100万円限度	実額 (ただし、支払年度ごとに100万円限度)	なし
	疾病	学資費用(死亡)*3					なし	なし	
一括払保険料 (3年間)						ワイド	スリム	学資なし	
						T21	T22	T23	
						67,200円	46,140円	42,970円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)

*2 記録情報限度額は1事故500万円となります。

*3 学業費用(学資費用)の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2027年4月1日までとなります。

*4 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業」

【2年間コース】

3年次編入の方

大学院修士課程および帝京大学短期大学

保険期間:2024年4月1日午前0時より2026年4月1日午後4時まで ※QRコードによるお手続きは、10月1日から可能となります。

◇「ワイド」「スリム」「学資なし」の違いについて◇

○：補償します ×：補償しません

	「ワイド」	「スリム」	「学資なし」
ケガの学資費用	○	○	×
疾病の学資費用	○	×	×

概要につきましては1～2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11～14ページをご参照ください。

団体割引 20% 職種級別:A

在籍予定期間が2年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds2/A010726000012404>

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds5/A0107260000124042309>

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額			
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△ *4	○	○	200万円		
		入院保険金日額 *1	○	△ *4	○	○	1日につき 3,000円		
	病気	通院保険金日額	○	○	○	○	1日につき 2,000円		
		入院医療保険金日額					1日につき 3,000円		
	救 援 者 費 用 等						100万円限度		
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2						国内:無制限・国外:1億円限度		
	弁護士費用等(人格権侵害等)						300万円限度		
	トラブル対策費用						20万円限度		
あつた場合の補償 扶養者に万が一のことがあつた場合の補償	ケガ	育英費用 (死亡・重度後遺障害)				○	一時金100万円		
		学資費用 (死亡・重度後遺障害)*3				○	実額 (ただし、支払年度ごとに) 100万円限度	実額 (ただし、支払年度ごとに) 100万円限度)	なし
	疾病	学資費用 (死亡)*3					なし	なし	なし
一括払保険料 (2年間)						ワイド	スリム	学資なし	
						TY1	TY2	TY3	
						41,250円	31,580円	30,110円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)

*2 記録情報限度額は1事故500万円となります。

*3 学業費用(学資費用)の支払対象期間は扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から2026年4月1日までとなります。

*4 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造業者」

※在学予定期間が1年間の方

保険期間:2024年4月1日午前0時より
2025年4月1日午後4時まで

概要につきましては1~2ページをご参照ください。また、補償内容・保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等の詳細につきましては11~14ページをご参照ください。

在籍予定期間が1年間の方専用

2024年3月31日までに
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds2/A009758000012404>

2024年4月1日以降に
お手続きを頂く場合



<http://ezoo.jp/ds5/A0097580000124042309>

団体割引 20%

職種級別:A

		細菌性食中毒	特定感染症	熱中症	地震・噴火	保 険 金 額
学生本人の補償	ケガ	死亡・後遺障害	○	△ *3	○	200万円
		入院保険金日額 *1	○	△ *3	○	1日につき 3,000円
		通院保険金日額	○	○	○	1日につき 2,000円
	病気	入院医療保険金日額				1日につき 3,000円
	救 援 者 費 用 等					100万円限度
	個 人 賠 償 責 任 (本人型)*2					国内:無制限・国外:1億円限度
	弁護士費用等(人格権侵害等)					300万円限度
	トラブル対策費用					20万円限度
あつた場合の補償 扶養者に万が一のことが	ケガ	育 英 費 用 (死亡・重度後遺障害)			○	一時金100万円
一括払保険料 (1年間)					TX1	
					17,200円	

●5月以降に加入される場合の保険料につきましては株式会社帝京サービスにお問い合わせください。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。(特定感染症は、お支払いしません。)

*2 記録情報限度額は1事故500万円となります。

*3 特定感染症による後遺障害・入院・通院を補償します。(死亡保険金・手術保険金はお支払いしません。)

・上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。

学生(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(※)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり保険料が異なります。お問い合わせ先の取扱代理店まで必ずご連絡ください(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)

(※)「自動車運転者」、「建設作業」、「農林業作業」、「漁業作業」、「採鉱・採石作業」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

● メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日
0120-708-110
*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先で
の最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的
な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

● 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件
でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間: ●電話介護相談 :午前9時～午後5時
いずれも ●各種サービス優待紹介:午前9時～午後5時
土日祝日、
年末年始を除く **0120-428-834**

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手
続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法
といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」を
ご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、
受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介
護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生
活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

* お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

● デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情
報をご提供します。



受付時間: ●法律相談 :午前10時～午後6時
●税務相談 :午後2時～午後4時
いずれも ●社会保険に関する相談 :午前10時～午後6時
土日祝日、 ●暮らしの情報提供 :午前10時～午後4時
年末年始を除く **0120-285-110**

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電
子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で
ご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があ
ります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役
立つ様々な情報を電話でご提供します。

● いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間：

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス：
午前10時～午後6時

☎ **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：
午前7時30分～午前9時30分／
午後5時～午後10時

☎ **0120-106-670**

いじめ、嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください（各サービス共通）

- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

帝京大学学生総合保険(団体総合生活保険)補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表等をご確認ください。

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払します。

※「熱中症危険補償特約」をセットされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払します。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払します。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払します。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払します。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払します。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等保険金のお支払対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払します。	
通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャトル、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。		
特定感染症危険補償特約 特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払します(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。 ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症等をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) 	

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
入院医療保険金支払特約	入院医療保険金	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合</p> <p>▶入院医療保険金日額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含まず)による入院*2について、60日を限度とします。</p> <p>※入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。 *2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 アルコール依存および薬物依存 先天性疾患 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気*2 <p>等</p> <p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p>
	育英費用補償特約	<p>扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合</p> <p>▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
学業費用補償特約	学資費用保険金	<p>扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>(重度後遺障害の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■両目が失明したもの ■咀嚼および言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの <p>等</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 <p>等</p>
	疾病による学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 *4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5 制服代を含みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 「学業費用補償特約」により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 <p>等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>救援者費用等補償特約の一部変更に関する特約</p>	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方またはその親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった、または保険の対象となる方が遭難した場合</p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合</p> <p>■保険の対象となる方の居住に使用する住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合</p> <p>等</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害</p> <p>・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じた損害</p> <p>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害</p> <p>等</p>
<p>弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) + 本人のみ補償特約(弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)用)</p>	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が痴漢、ストーカー行為、嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故*5について300万円を限度に保険金をお支払します*6。</p> <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p> <p>*7 弁護士または司法書士をいいます。</p> <p>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</p> <p>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*10を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことにより生じた身体の障害*3</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4</p> <p>・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等が賠償義務者*5である場合</p> <p>・保険契約または共済契約に関する原因事故*7</p> <p>等</p> <p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*6を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> <p>*7 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
トラブル対策費用補償特約	<p>国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が痴漢、スーカー行為、嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、防犯対策、転校またはカウンセリングのために費用を負担した場合</p> <p>▶1つの原因事故*5について、防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用合算で20万円を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*6、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*7を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>・ご契約者、保険の対象となる方、その配偶者*1またはそれらの同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象となる方の自殺行為*2、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*4</p> <p>・労働災害により生じた身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*3</p> <p>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・電磁波障害に起因する身体の障害*3または精神的苦痛</p> <p>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*3、財物の損壊等*4または精神的苦痛</p> <p>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</p> <p>・保険の対象となる方または賠償義務者*5の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*3または財物の損壊等*4</p> <p>・保険の対象となる方もしくはその配偶者*1、またはそれらの親族等によって生じた原因事故*7である場合</p> <p>等</p> <p>*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)</p> <p>①婚姻意思*6を有すること</p> <p>②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</p> <p>*2 保険金のお支払対象となる原因事故*7による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</p> <p>*3 病気またはケガをいいます。</p> <p>*4 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*5 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</p> <p>*6 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p> <p>*7 保険金の受取人が防犯対策費用、転校費用またはカウンセリング費用を負担するに至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p>

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約十本人のみ補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■保険の対象となる方ご本人が国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に生事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品 等</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険料控除制度についてのお知らせ

団体総合生活保険については、入院医療保険金支払特約(病気による入院)に係る保険料が生命保険料控除※(介護医療用)の対象となります。
控除証明書が必要となる場合はお手数ですが加入者票記載の営業店までご連絡ください。(10月頃より受付開始)
※生命保険料控除制度の詳細内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。

この制度のお問い合わせは

取扱代理店

 **0120-388-625**

株式会社帝京サービス

(受付 月～金 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00)
〒173-0002 板橋区稲荷台10-7
帝京大学大学棟3号館

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10F
TEL 03-3515-4133 FAX 03-3515-4132

事故が起これたら! ただちにご連絡ください

もし事故が起きたときは

- ①事故の通知:事故が発生した場合には、ただちにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

 **0120-720-110**

(365日・24時間)
事故受付センター(東京海上日動安心110番)